

## 国民年金保険料の追納をお勧めします！

住民税務課 電話 0994-22-3039  
 住民生活課 電話 0994-25-2511  
 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認された期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納

はできません。

- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

※追納のお申込み・ご相談は年金事務所へお願いします。



### お知らせ

お知らせ  
 コーナー  
 INFORMATION  
 2014. 11

#### 交通事故に係る 弁護士相談実施について

※交通事故でお悩みの方を対象に、弁護士による相談を実施します。相談を希望される方は、事前に鹿児島県交通事故相談所鹿屋支所に申し込んでください。

【弁護士相談日】平成26年11月26日（水）

【相談時間】午後1時～午後3時まで

【相談場所】鹿児島県交通事故相談所鹿屋支所

鹿屋市打馬2丁目16-6  
 大隅地域振興局内（1F）

TEL 0994・52・20089

【相談料】無料

【申込期限】平成26年11月19日（水）まで

※なお、交通事故相談員による相談は、常時受け付けて

おりますのでご利用ください。

#### 【連絡先】

大隅地域振興局総務  
 企画部総務企画課  
 TEL 0994・52・20087

#### NASVA被害者援護制度

##### ● 介護料の支給制度

##### ① 支給対象

頭部、脊髄または胸腹部臓器の損傷を受け、移動・食事・排泄など日常生活動作について、常時の介護または随時の介護が必要な状態である方。

##### ② 支払方法

月額制

##### ③ 支給期間

支所による受付の行われた日の属する月から、受給資格喪失事由の発生した日の属する日まで。

##### ④ 連絡先

自動車事故対策機構交通事故被害者ホットライン  
 TEL 0570・000738

##### ● 育成資金の無利子貸付け

独立行政法人自動車事故対策機構では、交通遺児等への育成資金の貸付を行っています。

これは、自動車事故が原因で死亡した方または重度の後遺障害が残った方のお子様で、0歳から中学生の子供を対象に育成資金を無利子で貸し付ける制度です。

一時金15万5千円、月額2万円、入学志度金（小、中学校入学時）4万4千円となっていて、返済期間も長く（20年以内）安心して借りられる制度です。

